

医師の働き方改革部会の審議事項

医師の働き方改革部会の審議事項	根 拠
1 特定労務管理対象機関の指定をする場合の意見聴取	<p>新医療法第 113 条第 5 項</p> <p>同法第 118 条第 2 項で準用する同法第 113 条第 5 項</p> <p>同法第 119 条第 2 項で準用する同法第 113 条第 5 項</p> <p>同法第 120 条第 2 項で準用する同法第 113 条第 5 項</p>
2 特定労務管理対象機関の指定取消をする場合の意見聴取	<p>同法第 117 条第 2 項</p> <p>同法第 118 条第 2 項で準用する同法第 117 条第 2 項</p> <p>同法第 119 条第 2 項で準用する同法第 117 条第 2 項</p> <p>同法第 120 条第 2 項で準用する同法第 117 条第 2 項</p>

※新医療法：良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号）による改正後の医療法（令和 6 年 4 月 1 日施行）